日本容器包装リサイクル協会ニュース

The Japan Containers and Packaging Recycling Association

特集 2-7
平成27年度の再商品化委託申込み受付開始

リサイクル入門講座 8-9
リサイクルの委託料は、何につかわれるの?

3Rの広場 10-11
酒どころ「灘」のイメージアップに エコロジーボトルが貢献 灘酒研究会

リサイクル探訪 12-13
段ボールに生まれ変わるよ! 紙製容器包装

協会のお仕事 第2回 14
品質調査 (市町村)

トピックス・協会日誌 15

Recycleその先 こんなモノに! こんなトコロに! 16
絵本/段ボール製簡易ベッド 紙製容器包装

No.67 2014年11月発行

協会ホームページへは
リサイクル協会 検索
http://www.jcpra.or.jp/
本誌「協会ニュース」バックナンバーをご覧いただけます
もご利用ください

特集

平成27年度の再商品化委託申込み受付開始

特定事業者の27年度分委託申込みは、26年12月からスタートします。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、協会）は、
容器包装に関わる事業者の皆さまからの平成27年度再商品化委託申込みを受け付けます。
申込みの受付は、26年12月8日（月）からスタート、締切は27年2月6日（金）です。期間内の手続きをお願いいたします。

再商品化は、特定事業者の義務として法律により定められています。

特定事業者とは、「容器」や「包装」を利用して商品を製造または販売したり、「容器」そのものをつくっている事業者のこと。「容器包装リサイクル法（容リ法）」に基づき、特定事業者には容器包装（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）のリサイクル（再商品化）が義務づけられています。当協会は、主務5省（環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省）から指定を受け、特定事業者の皆さまの再商品化義務の履行を代行する機関です。特定事業者は、協会に委託料を支払うことで、義務を果たすことができます。

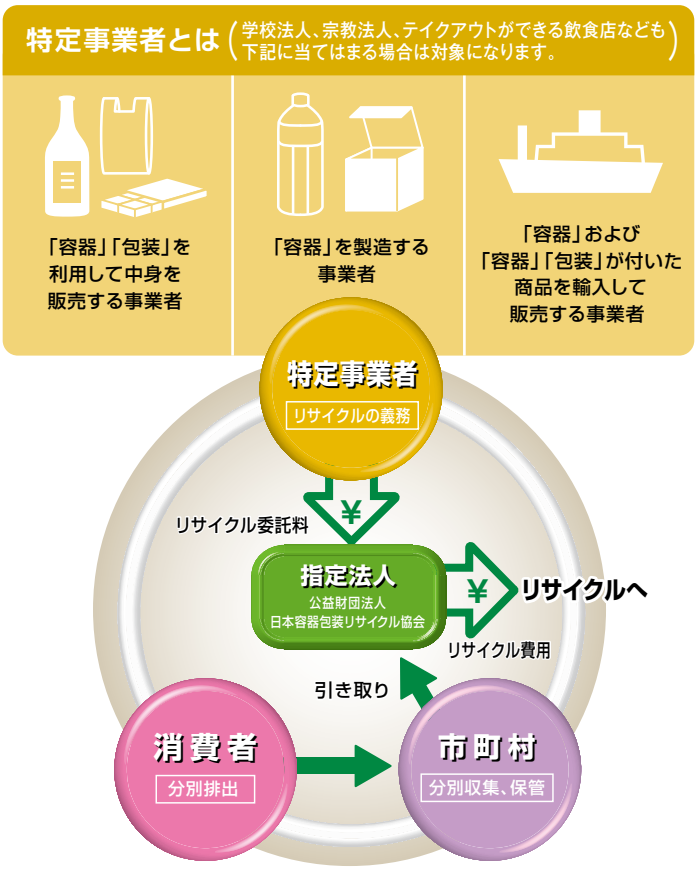

「ただ乗り事業者」への対応

協会は、国の「ただ乗り事業者」対策に積極的に協力しています。

前年度に申込みがあって今年度申込みがない事業者に督促状を発送するほか、国に「ただ乗り事業者」に関する情報を提供しています。また、協会ホームページ（「再商品化義務履行者リスト」）で義務を果たしている事業者名を公表し、市区町村名や事業者名で検索できるようにしています。

違反者には100万円以下の罰金が科せられます。

「容リ法」は、『事業者間の公平性の確保』のため、再商品化の義務を履行しない事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）に対して、国から勧告、公表、命令を行なっても義務を履行しない場合、罰則として「100万円以下の罰金」を科すとしています（法第46条、平成18年12月施行）。なお、再商品化の義務には、時効はありません。

「ただ乗り事業者」3事業者の社名が公表されました。

環境省と農林水産省から、22年9月30日付けの指導・助言および22年11月30日付けの勧告に従わなかった3事業者の社名等が、23年7月21日に公表されました。

27年度分の再商品化委託手続き（申込あるいは非申込）を、必ず行なってください

容器 や **包装** を使って商品を売ったり
容器 をつくっている事業者

ただし再商品化義務のない事業者（①小規模事業者、②最終販売先が事業系100％等）は、非申込に該当

27年度再商品化委託 申込

書類 で手続きをする

申込用紙1 **申込用紙2** に記入

最寄りの商工会議所・商工会へ

オンライン で手続きをする

ご案内に記載されている **ID・パスワード** を確認

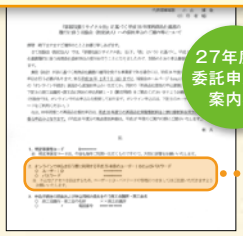

27年度分委託申込の案内状

協会ホームページで手続きをしてください
http://www.jcpra.or.jp/

非申込

書類 で手続きをする

非申込FAX返信票 に記入

協会オペレーションセンターにお送りください
FAX.03-5610-6245

申込み手続きに関するお問合せは……
協会オペレーションセンター　TEL.03-5610-6261

法律の内容、しくみに関するお問合せは……
協会コールセンター　TEL.03-5251-4870

Q&A

私たちがお答えします!

法律の内容、
しくみに関するお問合せは、
コールセンター(TEL 03-5251-4870)
までどうぞ!!

Q1

弊社では、ごみを廃棄物処理業者に有料で引き取ってもらっています。それなのに、再商品化委託申込みを行なうのは、二重にリサイクル料を払うことになりませんか?

A 容器包装リサイクル法は、商品の容器包装で最終的に家庭から捨てられる一般廃棄物が対象になります。一方、事業者が自ら排出するごみは事業系廃棄物にあたるので、二重に支払うことにはなりません。

Q2

容器に入った商品を輸入して販売した場合、義務を負うのは海外の会社になるのですか?

A 輸入した会社が、容器の利用事業者と製造等事業者両方の義務を負います。

Q3

同一の容器について、利用事業者と製造等事業者の双方が支払うのは、二重取りではありませんか?

A 利用事業者と製造等事業者で義務量を按分しています。たとえば、プラスチック製のレジ袋の場合は、

利用事業者:製造等事業者 = 98.79%:1.21%★

で按分されているので、二重取りにはなりません。

★平成27年度における再商品化義務の算定に係る量、比率等の値

Q4

レジ袋は、「包装」ですよね?

A レジ袋は、「容器」です。形が「皿」「くぼみを有するシート状」「袋」のものは、すべて「容器」に該当します。

Q5

会社の事業規模に変更があり、来年度は「小規模事業者」となります。どんな手続きが必要ですか?

A 確定済みの直近の決算(12月決算の場合は「平成26年12月」、3月決算の場合は「平成26年3月」)で、小規模事業者★に該当するときは、27年度の再商品化の義務は課せられませんが、必ず「非申込」の手続きをしてください。オンラインで、「非申込」手続きをするか、または申込書類に同封の「非申込FAX返信票」に必要事項を記入し、協会のオペレーションセンターにFAX(03-5610-6245)してください。

★小規模事業者の基準
- 製造業等:売上高2億4,000万円以下かつ従業員数20名以下
- 商業、サービス業:売上高7,000万円以下かつ従業員数5名以下

Q6

通信販売などのネット販売をしている企業の再商品化義務は、誰にありますか?

A ネット運営会社がネットという場を公開し消費者との販売行為に拘っていない場合は、ネットへの掲載を要望した商品の販売者が再商品化義務のある利用事業者に該当します。それに対して、ネット運営会社が自ら消費者に販売行為を行なう仕組みの場合は、ネット運営会社に再商品化義務が発生します。

Q7

オンライン申込みは便利!と、聞きました。メリットを教えてください。

A 初回に事業者基本情報を入力すると、その後に変更がなければ、次年度からは再度入力の必要はありません。また前年度の情報(用途、数量、金額)が赤く表示されるので、比較することができます。さらに、画面に申込数量等を入力すると自動計算されるので、間違いが生じません。

委託申込手続きは、協会ホームページの動画もご参考に!

当協会のホームページ(トップ▶特定事業者向け▶容リ制度と事業者の役割)に、「基本編:容器包装リサイクル制度と事業者の役割」「実務編:再商品化委託申込手続きマニュアル」の2つの動画を掲載しています。基本編は容器包装リサイクル制度や特定事業者の役割、実務編では申込書の記入方法や請求書の見方などについて、それぞれドラマ仕立てでわかりやすく解説。YouTubeにも掲載していますので、気軽にのぞいてみてください。

「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」に、ご参加ください。

当協会では、26年11月から27年1月にかけて「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」を全国19か所20回、開催しています。27年度再商品化委託申込み受付業務を行なっている各地の商工会議所と共催で、容器包装リサイクル制度の基礎知識をはじめ、リサイクル義務を果たすための事務手続きなどについて当協会担当者が説明いたします。説明会終了後には、希望される事業者を対象に個別相談会も行なっています。商工会議所・商工会の会員・非会員は問いませんので、ご関係の皆さまには奮ってご参加ください。開催時間、申込み方法など詳細については、協会ホームページの「News&Topics」からご覧いただけます。

制度説明会の風景

申込担当者必見！

帳簿作成ガイドラインをご活用ください

協会は、特定事業者の皆さまが再商品化委託申込手続きをされる際、より効率的かつ正確に行なうことができるように、手順や注意事項などを解説した「帳簿作成ガイドライン」を制作しました。協会ホームページでご覧いただけますので、どうぞご活用ください。
（トップ▶特定事業者向け▶帳簿作成ガイドライン）
今号では、「帳簿作成ガイドライン」の概要を紹介します。

「帳簿作成ガイドライン」作成に際しては、特定事業者10社のご担当者の皆さまに帳簿作成の実情をヒアリングさせていただきました。この場を借りて、御礼申し上げます。
ぜひご担当者の皆さまにご活用いただければ幸いです。

企画広報部　清水 健太郎

帳簿作成ガイドライン 7つのポイント

1 スケジュールの策定

例（12月決算の会社の場合）

事前準備
- 関係部署担当者会議の開催
- 対象商品の把握
- 1個あたり容器包装重量の把握

▼

12月上旬
- 協会より申込書類到着

▼

1月
- 販売量の把握
- 「帳簿」へデータ入力

2月上旬
- 協会の申込書類に集計データを記入し、申込手続き終了

2 対象となる容器包装の把握

再商品化義務のある素材は 4っ

ガラスびん　PETボトル　紙製容器包装　プラスチック製容器包装

3 容器包装単位重量の把握

- 新製品の1個あたり重量の計測
- 既存製品の仕様や1個あたり重量の再確認
  ＊軽量化したり簡素化を図った場合は、注意が必要です
- レジ袋や食品トレイは、ブロック単位で測定し、枚数で割ることにより算出

4 販売量の把握

- 国内での販売量が対象
- 自主回収量や事業系消費量の把握
- レジ袋やトレイの利用重量の算出

5 帳簿の作成

- エクセル表を準備
  （製造等事業者･利用事業者別／素材別／用途別）
- 年間販売データを入力し､｢排出見込量｣を算出

6 協会への委託申込み

- 協会から送付される申込案内に従い、オンライン入力または申込用紙に記入

http://www.jcpra.or.jp/

7 申込み資料の活用

商品の情報提供を得た
社内関係部署へ、
申込量･申込金額などをフィードバック

グループ会社の
再商品化委託申込状況の一覧を作成

＊制度を知らないで申込んでいない
「ただ乗り事業者」対策にもなります

経済産業省や農林水産省などから依頼される
「容器包装利用･製造等実態調査票」への
資料活用

①素材･用途単位の帳簿事例

素材、用途単位の帳簿記入例です。作成時に注意すべき事項を記載しましたので、参照ください。

素材：プラスチック製容器包装　用途：食料品

- ひとつの商品に複数の包装材を用いている場合は、すべて記載します。
- 輸入品･インプラント製造品は、利用事業者分だけではなく、製造等事業者分も記載が必要です。
- 受託品は、委託者に再商品化義務が移転するため対象外となります。委託･受託の関係も商品ごとに記載します。
- 販売データの販売数量はこの覧に記載します。
- 単位重量は、仕入れ先に確認するか、実測してください。
- 自主回収量は、自主算定･簡易算定のどちらを選択する場合でも控除できますので、帳簿でも記載しておきます。
- 帳簿上では、商品ごとに事業系消費量を記載しますが、申込み時の算定方法としては、「同一素材かつ同一素材の商品で、すべて事業系消費量が把握できる場合」のみ、自主算定により排出見込量を算出します。

商品コード	商品名	包材コード	包材名	輸入区分	インプラント区分	受託区分	1ケース当たりの入数(個)	利用数量(ケース)	輸出数量(ケース)	国内利用数量(ケース)	単位重量(g)	容器包装国内利用重量(g)	自主回収数量(ケース)	自主回収重量(g)	事業系消費数量(ケース)	事業系消費重量(g)	排出見込重量(g)
				該当なら1	該当なら1	該当なら1	A	B	C	B−C=D	E	D×A×E=F	G	G×E=H	I	I×E=J	F−H−J
001	商品1	CD001	A包装	1			5	100	0	100	400	200,000	30	12,000	不明		188,000
		CD002	B包装	1			5	10	0	10	50	2,500	30	1,500			1,000
		CD003	C包装	1			5	10	0	10	50	2,500	30	1,500			1,000
002	商品2	CD004	D包装		1		10	200	30	170	350	595,000	0	0	50	17500	595,000
003	商品3	CD005	E包装			1	対象外	300	50	対象外	300	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
004	商品4	CD006	F包装				20	400	100	300	500	3,000,000	20	10,000	100	50000	2,990,000
005	商品5	CD007	G包装				20	500	0	500	250	2,500,000	30	7,500	不明		2,492,500
006	商品6	CD008	H包装				20	600	0	600	300	3,600,000	100	30,000	0	0	3,570,000
007	商品7	CD009	I包装				10	700	0	700	350	2,450,000	0	0	0	0	2,450,000
008	商品8	CD010	J包装				10	150	0	150	400	600,000	0	0	0	0	600,000
009	商品9	CD011	K包装				10	400	0	400	500	2,000,000	100	50,000	0	0	1,950,000
010	商品10	CD012	L包装				10	200	0	200	500	1,000,000	100	50,000	0	0	950,000
素材･用途計												15,950,000		162,500	＊把握できるものとできないものがあるので、簡易算定方式となります。		15,787,500

ここで算出された重量を使って、容リ協会への再商品化委託申込みに用います。

リサイクルの委託料は、何につかわれるの?

あなたの会社が毎年支払っている委託料。
それは、何につかわれるのでしょうか。追いかけてみましょう。

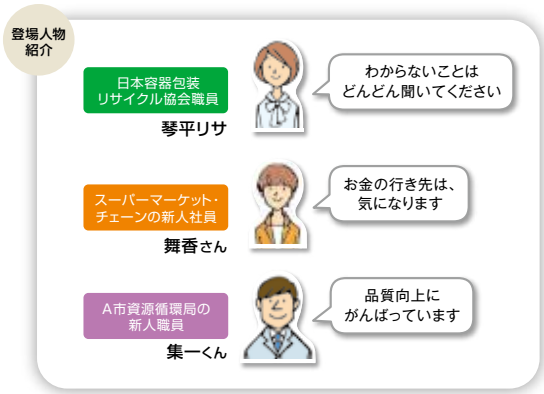

再商品化委託申込みとは?

先日、「再商品化委託申込書類」というのが、協会から届きました。前号で、「会社はリサイクル費用を協会に支払っている」と教えてもらいましたが、それと関係しているのですか?

リサ そうです。少しおさらいすると、容器包装に商品を入れて販売している会社や容器をつくっている会社は、それらをリサイクルすることが法律で定められています。

「容器包装リサイクル法」、略して「容リ法」ですね。

リサ はい。その「容リ法」では、それぞれの会社は自社でリサイクルすることはできないので、協会にリサイクル費用を支払って代わりにリサイクルを行なってもらうことが認められています。

ということは、「協会にリサイクルを委託します」と申込むための書類が届いたというわけですね。

用語解説

「特定事業者」

「容リ法」は、ガラスびん、PETボトル、紙製やプラスチック製の容器や包装を使って商品を販売している事業者、あるいは容器をつくっている事業者を、リサイクルの義務がある「特定事業者」としています。

「実施委託料」の行き先は?

協会に委託したお金は、その後、どうなるんですか? そうそう、先輩から「協会へは2つの支払いがある」と、聞きました。

リサ 「再商品化実施委託料(以下、実施委託料)」と「拠出委託料」の2つです。

どう違うんですか?

リサ まず、実施委託料から説明しましょうね。家庭から集めた容器包装は、協会が委託したリサイクル会社が市町村の保管施設に引取りに行き、持ち帰ってリサイクルを行ないます。実施委託料は、引取りとリサイクルの実務にかかる費用としてつかわれます。いいかえれば、協会がリサイクル会社に支払う費用になります。

リサイクル会社へ全額が支払われるのですか?

リサ リサイクル費用として95%以上がつかわれます。残りの5%は、リサイクルを円滑に進めるための協会経費としてつかわれています。

円滑に進めるとは?

リサ 申込みなどの事務を担うコンピュータシステムの経費、市町村がリサイクルに適したものを出し、リサイクル会社がリサイクルをしっかりするようチェックする調査費用、さらに容器を使ってご商売をしている企業がリサイクルの義務をきちんと果たすように促す広報費用などが基本的なものです。

協会に集まる実施委託料の総額は?

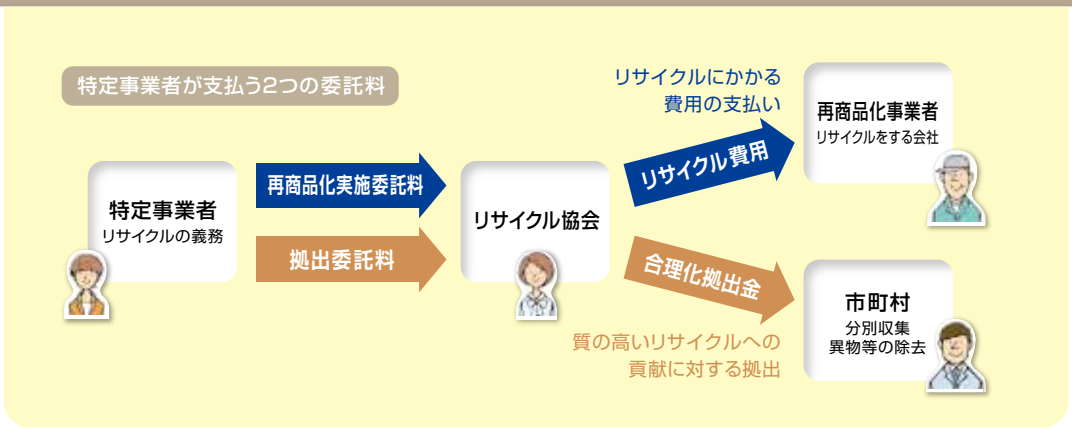

リサ 特定事業者が支払った実施委託料は、平成18年度は総額で480億円に上りました。これが過去最大で、現在は390億円前後です。

リサイクルにかかる費用が、下がってきたということですか?

リサ 社会全体のリサイクルへの関心の高まりもあって、事業者は過剰な容器包装を見直し、市町村は市民啓発を推進、リサイクル会社はリサイクル効率の向上に努めた結果ともいえます。

消費者も、今や分別は当たり前になりましたものね。

「拠出委託料」って何?

リサ 特定事業者のもう一つの委託料として、「拠出委託料」があります。

そちらは、何につかわれるんですか?

リサ 「拠出委託料」は、リサイクルのよりよい実施に貢献した市町村へ支払う合理化拠出金としてつかわれます。

市町村へ、ですか?

A市役所の資源循環局で仕事をしている集一です。9月に25年度分の合理化拠出金を受け取りました。

リサ 合理化拠出金は、リサイクルの合理化ができた分を特定事業者と市町村が分け合うという考え方です。

すべての市町村がもらえるのですか?

リサ いいえ。対象となるのは、容器包装ごみの品質が一定基準以上である場合や、想定よりも安くリサイクルできた市町村です。

集一さんの市は、優秀なんですね。

分別の区分やごみの出し方について、市民にチラシを配ったり、イベントなどで繰り返し説明するなど、僕も毎日、大変です。

私だって、市から配布されたごみカレンダーを台所に貼って、母と収集日をチェックしているわ。

収集ごみのなかに、きまりと違うものが入っていたり、ライターや注射針などの危険物が混じっていることがないように、中間処理施設での選別に手間とコストをかけています。

合理化拠出金は、がんばっている市町村や市民への「ありがとう」の気持ちでもあるんですね。

「地方自治体はそれぞれ厳しい財政の中にあっても、ごみ収集などの市民サービスの質を落とすわけにはいかないから、拠出金は重要なんだよ」と、うちの課長がいってました。

リサ これからもますます市町村と企業が連携して円滑なリサイクルを定着させ、資源循環型社会を目指すことが求められています。

一緒に頑張りましょうね。

リサ よろしくご協力をお願いいたします。

3Rの広場

灘酒研究会

酒どころ「灘」のイメージアップにエコロジーボトルが貢献

神戸から西宮にかけて続く海岸沿いの地域は「灘五郷」と呼ばれ、江戸時代から続く日本一の酒どころです。その酒造メーカー各社により平成23年から販売開始された「灘の生一本」。統一デザインのびん開発を通じてエコロジーボトルが採用され、軽量化も実現しました。「灘の生一本」にエコロジーボトルを採用した経緯などについてお聞きしました。

技術者ならではのアプローチで灘ブランドのイメージアップをめざす

平成26年10月1日、灘五郷の酒造メーカー9社では、統一ブランドの日本酒「灘の生一本」を発売しました。23年からスタートしたこの試みは、今年で4年目。2年後に結成100周年を迎える「灘酒研究会」が、酒どころ"灘"を盛り上げる灘酒プロジェクトの一環として始めたものです。

「灘酒研究会は各蔵元に在籍する技術者の集まりです。そのため、灘酒プロジェクトでは、技術者ならではの企画内容、アプローチにこだわりました」と話すのは、

認定審議会

試飲会

灘酒プロジェクトに参加する酒造メーカー、沢の鶴の西向賞雄さん。「灘の生一本」は、業界に先駆けて二つの技術者らしい取り組みに挑戦しています。その一つが、酒質の審査基準を制定したことです。灘酒研究会のメンバーや外部の専門家で構成された「酒質審査委員会」を発足させて、それまで各社の自主判断で行なってきた味と香りの表現を統一。「灘の生一本」のラベルに表示することで、9銘柄それぞれに個性のある味わい、香りの違いが消費者に分かりやすく、一目で伝わるようにしています。

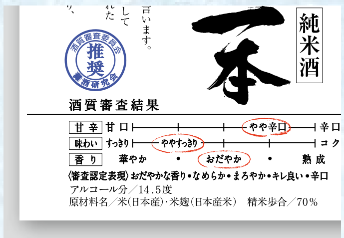

そしてもう一つの取り組みが、24年度より採用された環境にやさしい独自のガラスびん容器の開発です。

統一デザインのエコロジーボトルで環境優秀賞を受賞

「灘の生一本」の発売初年度は、統一ブランドを謳いながらも酒造メーカーごとに使用するガラスびん容器が異なっていました。2年目の24年度に入り、灘酒プロジェクトは統一デザインの容器の採用を検討。そこで選ばれたのが、720mlの黒いエコロジーボトルです。エコロジーボトルとは、回収されたガラスびんからできる混色カレット（再生ガラス）を90%以上使用してつくられた環境にやさしいガラスびんのこと。環境に配慮したエコロジーボトルは、「灘の生一本」ブランドに新たなアピールポイントを付与すべく採用されました。菊正宗酒造の田中伸哉さんによると、「灘の生一本」のエコロジーボトルは、びんの大きさを変えることなく、従来の同形びんに比べ約25gの軽量化も実現しているといいます。

「びんの形をそろえるに当たっては、コスト面を考慮して、すべての酒造メーカーが製造ラインを改修する必要のない容器を開発する必要がありました。この調整には大変苦労しましたが、ガラスびんメーカーさんのご協力もあり、結果的にびん製造段階での資源とエネルギーの節約、CO_2排出量の削減などの環境負荷低減に大きな効果を期待できるエコロジーボトルを採用でき、大変満足しています」と語る田中さん。

ちなみに、カレットは回収されたガラスびんの色に応じて「無色」、「茶色」、「その他の色」に分けられます。「灘の生一本」はガラスびんの原料にしづらい「その他の色」のカレットからつくられています。「その他の色」カレットによるびんからびんへのリサイクル推進にも役立つこととなりました。

こうした環境への先進的な取り組みが評価され、日本ガラスびん協会がその年に発売された優れた容器開発の取り組みに対して表彰するコンテスト「ガラスびんアワード2012」では、環境優秀賞に輝きました。本賞の受賞以降、エコロジーボトルを採用するメーカーもでてきました。「灘の生一本」は、業界における環境意識の向上に一役買っているといえます。

ガラスびんアワード2012

神戸市環境局が環境にやさしいボトルに認定

日本酒といえば、以前から一升びんにおけるリユースが行なわれていますが、「灘の生一本」も神戸市との連携によりリユースを進めています。神戸市環境局では「灘の生一本」の統一容器であるエコロジーボトルを環境にやさしいボトルとして認定。店頭回収によるポイント制のキャンペーンを通じて、灘酒研究会は「灘の生一本」をはじめとするエコロジーボトルのリユース拡大をサポートしてもらっているといいます。その他にも、「灘の生一本」の販売に先駆けて行なわれる試飲会では、神戸市のゴミ分別徹底キャラクターのワケトンとトコトンが登場してエコロジーボトルの環境特性をアピール。神戸市環境局とは幅広いシーンで連携を深めているそうです。

醸造の過程で発生する酒粕の再利用をはじめ、道具にしてもとことんまで使い込み、例えば醸造用の樽などは最後には薪として使用するなど、江戸の昔からすべてにおいて無駄をしないことをモットーとしてきた灘五郷の日本酒造り。そんな徹底したもったいない精神とエコロジーボトルとの出会いは、リデュース、リユース、そしてリサイクルという新たな風を灘五郷に吹き込もうとしています。

（左）西向 賞雄さん
（右）田中 伸哉さん

リサイクル探訪

紙製容器包装編

段ボールに生まれ変わるよ!

紙箱や包装紙のゆくえを追いかけて、
今回は、紙のリサイクル工場に行ってきました。

紙製容器包装とは…

商品が入った容器、商品をつつむ包装のうち、
主として<紙>でできたものを、
「紙製容器包装」といいます。
たとえば、お菓子の入った紙箱、
商品を入れる紙袋などが代表的なもので、
紙が目印です。

中身は残さず、さっと
中をきれいにして出すのが、
ごみ出しの基本ルール!!

段ボールの原料には、
回収された紙や段ボールなどの
古紙が90%以上使われています

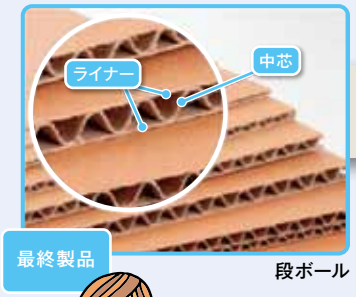

⑥ のりづけ

⑤ カット

出来上がった「板紙」は、
段ボールの中芯や
ライナーに利用されます

再商品化工程　再商品化製品利用工程

注意!!

紙と分別区分が異なります

新聞

雑誌

段ボール

牛乳パック

分別ルールは
市町村によって
異なるので、
注意してください

新聞や雑誌は紙と
別に出しています

洗剤や線香などの
臭いのついたものは、
除去します

捨てちゃうの？

いいえ。固形燃料の原料になります。
紙は、すべてムダなく活用できるのですよ

市町村から
紙製容器包装を引取り

① 手選別

② ベール品

段ボールメーカーへ出荷

④ 段ボール原紙の
完成（板紙）

③ 紙の層をつくる

② 水に入れて
溶かす

① 機械にいれる

網の上に広げ、水分を搾った後、
ドライヤーで乾燥するんですって。
う～ん、熱気むんむん!!

さあ、ここからが、
紙に生まれ変わる工程だね。
大きな機械が続いているなあ

協会のお仕事

円滑な再商品化事業の推進というミッションのもと、
協会が日常的に取り組む業務について、
その具体的な内容をご説明していきます。

第2回

市町村 品質調査

今回は、市町村から引取るベールの品質調査について、
プラスチック容器事業部の松島一高課長に聞きました。

プラスチック容器事業部
課長 松島一高

ベールの品質調査の目的は?

協会と契約した市町村は、家庭から排出された容器包装を俵型（ベール）にして保管施設に置き、それを協会と契約したリサイクル会社（再商品化事業者）が引取って再商品化します。容リ法では、市町村は再商品化に適したもの（分別基準適合物）を引き渡すことが条件です。異物の混入は、リサイクルの収率と品質を下げるばかりではありません。注射針など医療系の禁忌品が混入し、リサイクル会社の作業員がケガする例も発生していますので、安全面においてもベール品質の向上が重要になっています。

どんな基準で調査をしているのですか?

全国約730の保管施設について、ベールを引取ったリサイクル会社で現地調査します。

❶ 破袋度
市町村の指定収集袋や市販のごみ袋が破袋され、中身を出した上で確認されているか。二重袋になっていないか。

❷ 容器包装比率
異物がどれだけ除去されているか。容器包装が重量ベースで90%以上であること。

❸ 禁忌品の有無
感染の恐れのある医療系廃棄物（注射針、注射器、点滴セットのチューブ、針）と危険品（カミソリ、ライター、ガラス片など）。

調査は、協会が委嘱する約20人の調査員があたり、私たち協会職員も調査現場に同行して調査状況を確認しています。

調査の結果はどのように発表されるのですか?

協会ホームページに「ベール品質調査結果」として、各都道府県の保管施設別にチェック項目ごとの、数値評価を一覧表にして掲載しています。ベールの外観状況について、「食物と錆汚れが多少見られる」「品質に影響を与える汚れがない」といったコメントも入れています。

とくに心がけていることは?

調査は定量評価だけでなく目視による判断もします。調査員によってばらつきが出ないように注意を払います。また、私たち協会職員が出向くことは、調査に立ち合う市町村の方々と品質についての問題意識を共有する絶好のチャンスといえます。どうしたら品質向上が図られるか、収集にあたっての市民への啓発、中間処理施設の作業工程の改善など、他市町村の事例紹介にも努めます。それらによって改善が図られることで、私たち協会職員が全国行脚することの労が報われます。

年間スケジュール（平成26年度）

平成26年4月～10月	第1回ベール品質調査　約730か所
平成27年1月～3月	第1回調査で破袋度と容器包装比率がDランクだった保管施設の再調査（参考:25年度は29か所）、および第1回未実施分の調査

TOPICS

TOKYO PACK 2014に出展

平成26年10月7日～10日、東京ビッグサイトで開催された「TOKYO PACK 2014（東京国際包装展）」に、当協会も出展しました。再商品化製品やパネルなどを展示するほか、相談窓口を設けて、容器包装リサイクル制度や再商品化委託申込方法に関する特定事業者の皆さまからの質問や相談に対応しました。

平成27年度向け 市町村説明会を開催

平成27年度向け「分別基準適合物の引き渡し」に関する市町村・一部事務組合を対象とした一般廃棄物担当者説明会を、平成26年11月6日～12日にかけて開催しました。この説明会は、分別基準適合物の再商品化を円滑に推進することを目的に、全国を5地区に分け毎年度1回実施しています。

当日は、引取り品質ガイドラインなどの重要事項などに関して、当協会から説明しました。

協会日誌（平成26年8月～11月）

協会行事	
8月27日～10月3日	商工会・商工会議所研修会（全7回）
9月1日～11月14日	地方農政局との意見交換会（全7回）
9月24日	情報連絡会議*
25日	協会創立記念日
10月7日	日韓共同セミナーの開催
10月7日～10日	TOKYO PACK 2014に出展
10月10日～17日	紙容器、PETボトル、プラスチック容器、ガラスびん事業委員会
20日	総務企画委員会
21日	臨時理事会
22日	情報連絡会議*
11月6日～12日	市町村説明会（全5回）

*主務省庁、全国都市清掃会議、協会の3者による情報共有のための定例会議

ホームページ情報開示	
8月4日	平成26年度下期PETボトル落札結果
9月12日	平成25年度合理化拠出金額が確定
24日	平成25年度合理化拠出金 市町村ごとの明細表を掲載
10月6日	PETボトル 平成26年度下期落札結果一覧表を掲載
11月17日	平成27年度登録事業者リストを掲載

容器包装リサイクル法に関する合同会合・懇談会*	
9月24日	第14回経済産業省・環境省合同会合
30日	第7回農林水産省懇談会
10月21日	第8回農林水産省懇談会

*協会はオブザーバーとして出席

編集後記

今回の会報取材では<3Rの広場>で酒造メーカーにお邪魔させていただきました。普段は、いわばライバル同士である会社が協力して統一ブランドの商品をつくり、また、その共通びんとして環境にやさしいエコロジーボトルを採用しました。この取り組みを行なうにあたった経緯、苦労した点など貴重なお話を聞かせていただきました。ぜひご一読ください。

<Recycleその先>では、紙製容器包装がどのようなものに生まれ変わっているのかを紹介しています。紙製容器包装はそのほとんどが段ボール箱として活用されているのですが、他にも化粧箱といった種類の箱にも利用されています。今回裏表紙で紹介させていただいた以外にも、段ボール製の机や本棚などの家具もあるようです。まさに、こんなトコロに!といった意外性に、段ボールの可能性を感じました。色々と探してみるのもおもしろそうですね。

Recycleその先

こんなモノに！ こんなトコロに！

絵本

紙製容器包装などの古紙をリサイクルしてつくられる板紙は、菓子や洗剤の箱などに使われるほかに、絵本となって子どもたちの手元へ届けられます。板紙を何層も張り合わせた厚紙でできた絵本は、軽くて手にやさしく、小さな子どもでもページをめくりやすいつくりになっています。何でも口に入れてしまったり破ってしまう赤ちゃんにも、丈夫で安心な絵本。何度も読み返されるお気に入りの絵本は、子どもの成長をずっと見守っていくことでしょう。

段ボール製簡易ベッド

2011年に発生した東日本大震災では、多くの避難所で床面での生活が長引き、エコノミークラス症候群などの健康被害が問題となりました。その解決策として、軽量コンパクトで運び込みやすく、丈夫で組み立ても簡単な段ボール製の簡易ベッドが導入され、避難された皆さまの居住環境改善に少しでも役立つことができました。段ボールのもつ温かみとやさしさへの期待も高く、本年8月の広島土砂災害の際もいち早く搬入されました。

日本容器包装リサイクル協会ニュース
No.67　2014年 11月発行
編集・発行　公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2階
tel. 03-5532-8610　fax. 03-5532-9698（企画広報部）
URL：http://www.jcpra.or.jp/
●禁無断転載

本誌は、無塩素漂白の再生紙、植物油のインクを使用しています。